

議案第 23 号

三朝町水道事業給水条例の一部改正について

次のとおり三朝町水道事業給水条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成9年3月10日

三朝町長 安田真一郎

平成9年3月21日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町水道事業給水条例の一部を改正する条例

三朝町水道事業給水条例（昭和45年三朝町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「100分の103」を「100分の105」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町水道事業給水条例第25条第1項の規定は、平成9年4月分としての算定に係る料金から適用し、同月分前の分としての算定に係る料金については、なお従前の例による。